H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から令和 3 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.136
I_{16} ＝ 1.034
I_{17} ＝ 0.932
I_{18} ＝ 0.898
I_{19} ＝ 0.881
I_{20} ＝ 0.89644
I_{21} ＝ 0.95051
I_{22} ＝ 0.95288
I_{23} ＝ 0.95763
I_{24} ＝ 0.983
I_{25} ＝ 1.000
I_{26} ＝ 0.966
I_{27} ＝ 0.932
I_{28} ＝ 0.9186
I_{29} ＝ 0.7237
I_{30} ＝ 0.73508
$I_{令元}$ ＝ 0.02169
$I_{令2}$ ＝ 0.03610
$I_{令3}$ ＝ 0.04881

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 14 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{14} ＝ 1.000
K_{15} ＝ 1.051

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から令和 2 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.117
I_{16} ＝ 1.033
I_{17} ＝ 0.917
I_{18} ＝ 0.883
I_{19} ＝ 0.867
I_{20} ＝ 0.88350
I_{21} ＝ 0.93567
I_{22} ＝ 0.93817
I_{23} ＝ 1.017
I_{24} ＝ 0.983
I_{25} ＝ 0.983
I_{26} ＝ 0.967
I_{27} ＝ 0.917
I_{28} ＝ 0.7250
I_{29} ＝ 0.7133
I_{30} ＝ 0.03483
$I_{令元}$ ＝ 0.02133
$I_{令2}$ ＝ 0.03550

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 13 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{13} ＝ 1.000
K_{14} ＝ 1.000
K_{15} ＝ 1.033